（一）　833号　【昭和27年9月25日】【第三種郵便物認可】　THE MIIKE　（毎月1日、16日発行）昭和42年11月1日（水）

# あくまで〝三要求〟実現

## 遺族要求も含め闘う
### 二～三審をひかえ 中央委決意固める

かねて、CO患者に対する首切りの手段だとさえ見られてきた二～三審での闘いをひかえて開かれた中央委員会は、すでにCO特別措置法が制定施行された今もなお、三井独占資本と自民党政府がグルになってのますます強まる攻撃と対決しながら、まだ治っていない患者はこれまで同様組織の力で守り抜き、あくまでも「解雇制限」「前収補償」「治療継続」の三項の要求に、すでに九月で協定切れとなったままの三十八年の一一・九大変災犠牲者遺族に対する補償要求を加え転場のあらゆる闘いと結合して、断固闘うことを決意した。

## この要求かかげて

三池労組は新たな局面を迎えた段階のなか、あくまでCO患者を守るための三要求に、遺族の要求を含め闘うことになったが、ここでもう一度しっかりとそれらの要求の内容を確認しておこう。

本所正門前に座りこんでがんばるCO家族と遺族

### 第一の要求「解雇制限」

CO患者を守るための第一の要求は、いうまでもなく「解雇制限」（停年まで解雇するな）である。

去る二五日施行されたCO特別措置法は、「CO患者であることを理由に、一切の差別取り扱いをしてはならない」とし、また早川労相も同法案審議の国会答弁で「右のなかには明らかに解雇しないことを含んでいる」と確認し、強力に三井鉱山に対する行政指導を行なうことを確約した。

これは災害責任を負うべき政府と三井鉱山にすれば当然しなければならないことでもあり、組合はいかなる情勢のなかでもこの要求を断固つらぬいてゆく。

### 第二の要求「前収補償」

第二の要求は「前収補償」（喪作業に配転の場合に生じてくる）である。同法も必要な場合「作業転換、時間短縮」などの措置を講じなければならないとし、早川労相は国会答弁で「配転を余儀なくされる者には、第七級の障害補償（この級までが年金で、八級以下は一時金。すでに転場にさげられた新労組の患者は、ほとんど十二級と十四級の適用を受けており、十万円～二十万円足らずの金額と見られている）を行なう」と確約した。組合は、この「前収補償」の要求を断固つらぬく。

### 第三の要求「治療継続」

第三の要求は「治療の継続」である。これまた当然な要求で、組合はCO中毒症が完全に治癒するまで、あくまで治療を続けさせるために闘う。

はじめに述べたように、以上の要求のほかに別項記事にある「一一・九大変災遺族のための要求」を加え、組合は闘ってゆく。

さきの中央委員会の席上、中原委員（三川）は「二～三審の問題や金の問題が重要には違いないが、これからCO闘争をどう闘ってゆくべきかという問題を基本に据えて闘っていってこそ、展望をきり開くことができるのだ」と叫んだが、これこそいま最も大切なことではなかろうか。

## 炭労調査団来山

九・二八＝三川坑内火災原因を究明するため去月十日来山した〝炭労保安調査団〟は、いろいろ調査を行なった末、政府に十項目の要求をつきつけた。（号外で既報）

## 生活補助の増額など
### 一一・九大変災遺族の要求

九月で協定が切れた「三十八年十一月九日三池大変災に対する補償」の新たな協定を結ぶため、三池労組はいま対会社交渉をいそいでいる。

現在多くの遺族がアンニットと三池縫製の両工場で、日に三百五十円から四百五十円にしかならない低賃金のもとで働いているが、会社は協定にもとづき、これまで日額三百円の生活補助をおこなってきた。その賃金と補助とをあわせても〝しれたもの〟で、したがってこの四年間というもの各遺族は悲惨な生活のなかで泣きとおしてきた。

これらの遺族のために、組合は従来から主張しつづけてきた要求をもって闘ってゆくが、要求のおもな内容は、

▼弔慰金を夕張炭鉱なみに増額支給せよ。（三十八年の災害の場合、たった五十万円だった弔慰金を七十万円にして支給せよ）

▼基金制度を設けて、生活困窮者を救え。

▼いまの待機手当七千円（家族一人につき五百円）を一万五千円（家族一人に一千円）に増額せよ。

▼アンニット、三池縫製の両工場で働く遺族への生活補助の三百円を五百円に増額せよ。

などで、組合はこれらの要求を実現するために闘ってゆく。

## 〝ホフマン方式〟採用か
### 九・二八遺族の補償要求

こんどの九・二八災害の犠牲者の一人、三池労組員だった故・上村孝知さんの遺族は、悲しみを秘めながらいまもさびしい暮らしをつづけているが、こんどの場合「遺族補償」の問題については、ぜひ〝ホフマン方式〟によって要求すべきであるとの考え方が抬頭してきている。ホフマン方式といえば交通事故死や災害死などの場合の補償として、アメリカやヨーロッパ諸国ですでに制度化されているもので、わが国でも強く要求されはじめてきた。

おうまかに述べればホフマン方式とは、死亡のときから停年に至るまでの間に、当人に予想される一切の収入を算出し、これを基礎に、これに遺族がうけた精神的打撃に対する慰謝料などを加えて要求するもので当然なことである。

具体的にどうしてゆくか、これらか検討してゆく。

## 大地評執行委 CO患者見舞

この十五日、大地評の全執行委員は、そろって熊大附属病院をたずねて、四年たったいまもなお意識をとりもどすことができぬまま屍同様の身体をベッドに横たえている、宮島さんらのCO患者を見舞った。

## 民主〝診療所〟をもっと利用しよう

九月二十八日の坑内火災による被災者を診察した天領本院のある医師は「お前たちは煙の中を通ってきたからといって、CO患者ではない。ただのガス・ノイローゼだ」と暴言をはいたと聞いた。これに比して、大地評診療所の医師、看護婦の献身的な診療には、頭が下がった。

私は前から不思議に思っていたことは、宮浦の公傷患者はほとんどの人が大地評診療所にかかっていることだ。なぜ三川や四山の組合員は、ここで診療せぬのだろう。

こんどの事故でもはっきりしているように、三井病院は極力CO患者を少なくしようとしている。われわれはこんな医師のいる病院では、たとえ公傷たりとも信頼して身をまかせるわけにはいかない。大地評・白鳩両診療所があるのだから、CO患者ばかりでなく、公傷者も全員ここで診療を受けるようにしよう。

強い人は自分から、大地評や白鳩診療所にかかるといえるだろうが、弱い人には「天領へ行け」といわれれば「いや」とは、なかなかいえないだろう。組合としてはっきり両診療所に行くよう指示すれば、みんなが行けるようになると思う。

私もこんどの被災者の一人であるが、もし本院に行っていたら、なおるものまでなおらなくなったのではないかと思いゾッとする。

本部、各支部ともよく審議していただき、この私の提案がぜひ実現できるよう努力していただきたい。わが身を守るとともに、そのことがまたわれわれの診療所を育てることにもなる。

発行所
三池炭鉱労仂組合
大牟田市不知火町2
電話③3033番 ③3034番
編集兼発行人 古賀徳継
年間600円　送料共